

議案第 26 号

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市おおたかの森ホールの位置にそごがあり、これを改め
るためである。

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（平成２９年
流山市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「流山市東初石５丁目１８２番地の２９」を「流山市東初石
６丁目１８１番地の２９」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
平成31年3月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市おおたかの森市民窓口センターの位置にそごがあり、
これを改めるためである。

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例

流山市出張所設置条例（昭和41年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「流山市東初石5丁目182番地の29（新C63街区1）」を「流山市東初石6丁目181番地の29」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

- 1 氏 名 中島 美江
- 2 住 所 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 3 生年月日 昭和27年〇〇月〇〇日

平成31年3月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 人権擁護委員中島美江氏の任期が、平成31年6月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するに当たり議会の意見を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	中島 美江
現 住 所	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和27年〇〇月〇〇日
経 歴	<p>昭50.3 敬愛大学経済学部卒業</p> <p>昭50.4 } 小学校教諭</p> <p>平7.3 }</p> <p>平7.4 } 中学校教諭</p> <p>平8.3 }</p> <p>平13.11 } 流山市家庭児童相談員</p> <p>平23.3 }</p> <p>平23.9 } 流山市療育相談室相談員</p> <p>平24.3 }</p> <p>平13.12 } 民生委員、児童委員</p> <p>平28.11 }</p> <p>平27.10 } 流山市特別職報酬等審議会委員</p> <p>平29.9 }</p> <p>平28.3 } 流山市行政区域制度審議会委員</p> <p>平30.3 }</p> <p>平28.7 人権擁護委員</p> <p>現在に至る。</p>

議案第 29 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

- 1 氏 名 直井 英樹
 - 2 住 所 流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - 3 生年月日 昭和30年〇〇月〇〇日
- 平成31年3月15日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 人権擁護委員吉田康彦氏の任期が、平成31年6月30日をもって満了することに伴い、新たに直井英樹氏を人権擁護委員として推薦するに当たり議会の意見を求めるためである。

参考添付

経 歴 書

氏 名	直井 英樹
現 住 所	流山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
生 年 月 日	昭和30年〇〇月〇〇日
経 歴	<p>昭. 53. 3 日本大学法学部卒業</p> <p>昭. 53. 4 流山市職員</p> <p>平. 20. 4 } 生涯学習部公民館長</p> <p>平. 22. 3 }</p> <p>平. 22. 4 } 総合政策部次長兼誘致推進課長</p> <p>平. 23. 3 }</p> <p>平. 23. 4 } 生涯学習部次長兼生涯学習課長</p> <p>平. 25. 3 }</p> <p>平. 25. 4 } 生涯学習部長</p> <p>平. 28. 3 }</p> <p>平. 28. 4 } 社会福祉法人流山市社会福祉協議会事務局次長</p> <p>平. 30. 3 }</p> <p>平. 30. 4 社会福祉法人流山市社会福祉協議会事務局長</p> <p>現在に至る。</p>